

議案第 37 号 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【質疑】

それぞれの手当の増額、新設に関し、「もっと早く対応できなかったのか。」といった質疑があり、「今回の改正は、病院としての方向性を示すもので、現場からの意見をもとに協議してきたが、年度当初から導入すべきものと考えた。」との答弁がありました。

なお、それぞれの額は近隣の総合病院の状況等を踏まえて算出したとのことでした。

【審査の結果】

特に意見もなく、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号 伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 39 号 伊賀市国民健康保険条例及び伊賀市健診センター設置条例の一部改正について

【審査の結果】

特に質疑、意見もなく、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 40 号 伊賀市体育施設条例の一部改正について

【質疑】

「大山田せせらぎ運動公園を体育施設から除くことについて、地域住民や利用団体へはどのように説明したのか。」との質疑に対し、これまで管理を行ってきた教育委員会からは、「地元への説明の場には、3つの住民自治協議会から2人の会長と3人の事務局長が同席されていた。当該施設は、現在、台風18号による被害のため使用を中止しており、申込受付時に指定管理者において説明するよう伝えてある。これまでからの利用団体等には他の施設を利用いただいている。」との答弁がありました。

また、今後の当該施設の管理に関し、教育委員会からは、「これまでに行ってきた地域への説明を踏まえ、今後は、市長部局において住民の方と十分協議いただき進めていただくことになる。」との答弁があり、市長からは、地元の要望等を踏まえ、「土砂の撤去経費をなるべく安い方法で積算いただければ、市も対応させていただく。トイレや照明は、市（支所）で対応しなければならないであろう。日常的な管理については、地元でできることは地元にお願ひし、他の同類の施設と差のないような方向で考えていきたい。」との答弁がありました。さらに、大山田支所からは、「除草作業等、今後の具体的な管理については、3つの地元住民自治協議会と協議中である。完全合意には至っていないが、地元でできる範囲の草刈等については協力していただけたところまでの話はしており、現在、管理の主体といった面について話し合っている。」との答弁がありました。

その他、「サッカーゴールは、他のグラウンドへ移動させたい。バックネットはそのまま利用いただけるようにしたい。化石広場もこれまで同様に利用いただきたい。」といった答弁がありました。

【討論】

反対の立場から「地元にしちんとした説明がなされておらず、今後のこともはっきりしていない。もう少し様子を見てからでもいいのではないか。」といった意見や、「今後の管理については、地元と協議中で、合意ができていないとのことであり、時期尚早である。」といった意見や、「体育施設から外すことについて、これまでの台風被害等の状況から考えると理解できる部分もあるが、もう少し長い目で見ていただき、地元への配慮を願いたい。」といった意見がありました。

また賛成の立場から「今後は、スポーツ施設としての十分な機能を備えたものではなくなるが、グラウンドゴルフやゲートボール等を楽しんでいただけるよう、責任ある対応を期待する。地元への説明とともに、今後の管理手法と管理責任の明確化を求める。」といった意見や、「住民説明や今後の管理に関する大枠の協議はなされたようであり、細部については、今後進めていける範囲内のことと考える。」といった意見がありました。

【審査の結果】

本案は、賛成少数で否決すべきものと決しました。